

環 政 第 5 2 5 号
令和 7 年 9 月 2 日

一般社団法人富山県産業資源循環協会 会長 様

富山県生活環境文化部環境政策課長

使用済電気機器の廃棄時等におけるPCB含有調査の徹底の周知について
(依頼)

本県の環境行政の推進について、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本年7月、県内の産業廃棄物処理業者の事業場において、油水分離層の浮上油や汚泥からPCBが検出（低濃度PCB廃棄物に相当する濃度）されました。PCB検出の原因に関しては、当該事業者が廃棄処分を受託した変圧器等の中に、PCBが意図せず混入していたため、その処分に伴って事業場敷地内に漏洩したものと推定されています。

つきましては、同様なPCB漏洩の発生を防止するため、使用済電気機器の廃棄や買取りの際にPCB含有調査が徹底して行われるよう、貴会会員に別紙について周知くださるようお願いいたします。

事務担当 廃棄物対策係 安部

TEL : 076-444-9618

FAX : 076-444-3480

E-mail : akankyoseisaku@pref. toyama. lg. jp

使用済電気機器の廃棄時等におけるPCB含有調査について

低濃度PCBに汚染されている可能性のある使用済電気機器の廃棄や買取りが行われる際には、PCB含有の有無が必ず調査されるようにしてください。

1 低濃度PCBに汚染されている可能性のある電気機器

絶縁油の中に低濃度PCBが含まれている可能性のある電気機器は次のとおりであり、使用を終えたこれらの電子機器の廃棄や買取りが行われる際には、PCB含有調査が必要である。

- (1) 自家用電気工作物の変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル
- (2) 低圧分電盤、電気溶接機、X線発生装置、エレベーター等の昇降機、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサー

2 使用済電気機器の排出者による調査【排出事業者会員向け】

使用済みの上記1の電気機器について、廃棄物として処理の委託又は有価物として金属回収業者等に引渡しを行おうとする際には、次のとおり絶縁油中のPCB含有の有無を調査（電気機器の製造年や絶縁油の交換履歴等の確認、絶縁油中のPCB濃度測定など）すること。

① 上記1（1）の電気機器

保守・点検を行っている電気主任技術者等に調査を依頼する。

② 上記1（2）の電気機器

メーカー等への確認、電気工事業者への調査依頼を行う。

また、上記1の電気機器の絶縁油を廃棄しようとする際にも、同様にPCB含有の有無を調査すること。

〔※ 絶縁油の交換又は継足しが行われていた場合、PCB汚染の可能性があるので、絶縁油中のPCB濃度測定が必要〕

この調査の結果、含有していることが判明した場合は、低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定事業者や低濃度PCB廃棄物を処理できる産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。

〔※ 無料回収業者など、処理の許可等がない者に低濃度PCB廃棄物を引き渡さないこと。〕

3 産業廃棄物処分業者等による調査【産業廃棄物処理業者会員向け】

(1) 金属くずや金属スクラップを取り扱う者

使用済みの上記1の電気機器の廃棄処分の受託や買取りを行おうとする際には、排出者に対し、メーカー等のPCB不含有の証明書、絶縁油中のPCB濃度測定結果、絶縁油の交換又は継足しの実施状況などの提示を求め、PCB含有の有無を確認すること。

〔※ 絶縁油の交換又は継足しが行われていた場合、PCB汚染の可能性があることから、絶縁油中のPCB濃度の確認が必要なため、排出者に対して測定結果の提示を求めること。〕

この結果、PCB含有が判明した場合は、排出者に対し、低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定事業者や低濃度PCB廃棄物を処理できる産業廃棄物処理業者に処理を委託するよう伝えること。

(2) 廃油再生業者など廃油を取り扱う者

廃油の廃棄処分を受託しようとする際には、その性状やこれまでの使用方法、排出状況などについて排出者からヒアリングするなど、廃油中のPCB含有の有無を確認すること。

また、上記1の電気機器の絶縁油が廃油に混入しているなど、PCB汚染の疑いがある場合は、排出者に対し、廃油中のPCB濃度測定結果の提示を求めること。

この結果、PCB含有が判明した場合は、排出者に対し、低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定事業者や低濃度PCB廃棄物を処理できる産業廃棄物処理業者に処理を委託するよう伝えること。

4 参考

詳細な調査方法、低濃度PCB廃棄物であると判明した場合の手続、廃棄物の適正処理などについては、次の環境省のウェブサイトに掲載されている。

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/about/guideline.html>

(本資料はこのサイト等をもとに作成したものである。)

